

令和4年度 第1回  
さつま町介護保険運営協議会  
さつま町地域包括支援センター運営協議会

令和4年6月16日（木）午後3時00分～  
さつま町役場 別館3階会議室

- 1 開 会
- 2 運営委員紹介及び委嘱状交付
- 3 町長あいさつ
- 4 運営協議会について
- 5 会長及び副会長の選出
- 6 協議事項
  - (1) 令和4年度介護保険関係予算等について
  - (2) 令和4年度さつま町地域包括支援センター事業計画等について
  - (3) さつま町居宅介護支援事業所の新規指定について
  - (4) 第1号被保険者数・認定者数・認定率等の推移について
- 7 その他
- 8 閉 会

# 令和4年度 介護保険運営協議会委員・地域包括支援センター運営協議会委員名簿

任期:2年(令和6年3月31日まで)

番号	区 分	所属事業所名(又は住所)	氏 名
1	介護保険被保険者	第1号被保険者代表	藤 田 進
2	介護(介護予防)サービス事業者	アルテンハイム鶴宮園居宅介護支援センター	中 野 るみ子
3	介護(介護予防)サービス事業者	特別養護老人ホームさつま園	柿 添 信義
4	介護(介護予防)サービス事業者	北さつま農業協同組合	園 田 利 枝
5	保健・医療・福祉関係者	林田内科(薩摩郡医師会)	林 田 功
6	保健・医療・福祉関係者	かわごえ歯科(薩摩郡歯科医師会)	川 越 佳 昭
7	社会福祉協議会	さつま町社会福祉協議会	二階堂 清 一
8	民生委員	さつま町民生委員児童委員協議会	今 東 晴 夫
9	区公民館長連絡協議会	さつま町区公民館長連絡協議会	勝 田 俊 治

(順不同・敬称略)

事務局	高齢者支援課	高齢者支援課長	久保田 春 彦
		介護保険係長	菊 野 祐 二
		高齢者支援係長	鶴 森 久 美
	社会福祉協議会	事務局長	山 下 光 男
		さつま町地域包括支援センター長	鍛冶屋 勇 二
		さつま町地域包括支援副センター長	菅 原 清 香
		さつま町地域包括支援センター	福 留 章 乃

## 6 協議事項(1) 令和4年度介護保険関係予算等について

### 令和4年度

### 当初予算説明資料

I 一般会計

II 介護保険事業特別会計（介護保険係分）

III 介護保険事業特別会計（高齢者支援係分）

## I 一般会計

### 1. 介護保険対策費

#### (1) 社会福祉法人等介護保険利用者負担軽減措置事業補助 92千円

市町村民税非課税世帯で特に生計が困難である者が、利用者負担の軽減の申出をした社会福祉法人等が行う訪問介護等の対象サービスを利用した場合に、市町村が利用者負担の軽減に係る補助を行う。

#### (2) 介護保険事業特別会計繰入金 532,954千円

介護給付費等繰入金	介護給付費分	403,288	町負担率 12.5%
	地域支援事業 (介護予防・日常生活支援総合事業)	14,313	町負担率 12.5%
	地域支援事業 (包括的支援事業・任意事業)	16,148	町負担率 19.25%
事務費等繰入金		41,531	
低所得者保険料軽減負担金		57,674	町負担率 25%

#### (3) 高齢者地域支え合いグループポイント事業費 2,393千円

65歳以上の高齢者を含む任意の団体が、高齢者の見守り等互助活動を実施した場合や新たに高齢者が加入したグループに対しポイントを付与し、地域の互助活動を活性化及び高齢者を地域で支える地域包括ケアの推進を図るとともに、高齢者による子育て支援活動の取組みを促進するため、子育て支援活動にポイントを加算する。

#### (4) 地域包括支援センター運営管理費 1,911千円

さつま町社会福祉協議会に業務委託している地域包括支援センターの施設の維持管理費。令和4年度においては、相談室のエアコンが老朽化しているため取替えの費用と、事務室のコンセント増設費用を計上している。

### 2. 社会福祉総務費

#### (1) 権利擁護推進事業費 5,315千円

高齢者の1人暮らしや認知症の増加、知的障がい及び精神障がい等により、日常生活を送る上で十分な判断ができない方が、安心して暮らせる環境を整備するため、成年後見制度利用促進及び権利擁護センターの運営支援に取り組む。

## II 介護保険事業特別会計（介護保険係分）説明資料

令和4年度 さつま町介護保険事業特別会計予算（単位：千円）

（歳入）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 保険料	475,839	476,035	△196
2 使用料及び手数料	30	30	0
3 国庫支出金	984,749	1,032,315	△47,566
4 支払基金交付金	902,017	938,050	△36,033
5 県支出金	521,669	540,449	△18,780
6 財産収入	15	17	△2
7 繰入金	584,584	607,464	△22,880
8 繰越金	1	1	0
9 諸収入	45	45	0
歳入合計	3,468,949	3,594,406	△125,457

（歳出）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 総務費	41,510	40,775	735
2 保険給付費	3,226,298	3,360,288	△133,990
3 地域支援事業費	201,023	193,223	7,800
4 基金積立金	16	18	△2
5 諸支出金	2	2	0
6 予備費	100	100	0
歳出合計	3,468,949	3,594,406	△125,457

令和4年度は、第8期介護保険事業計画の2年目となる。

当初予算額は3,468,949千円で前年度と比較すると125,457千円（△3.5%）の減額となり、比較の保険給付費133,990千円（△3.9%）が減額の主なものとなっている。

なかでも令和3年度の改正により、低所得者の高齢者施設入所者やショートステイ利用者の食費・居住費の助成制度の補足給付である特定入所者介護サービス費は、令和3年8月から預貯金要件と食費の負担限度額の見直しにより、負担区分が変わったことから減額となった要因の1つである。

歳入・歳出予算の主な内容は次のとおり。

### <歳入>

- 1 款 保 険 料 第1号被保険者が納める介護保険料
- 3 款 国 庫 支 出 金 保険給付費と地域支援事業の国負担分
- 4 款 支払基金交付金 第2号被保険者にかかる保険料
- 5 款 県 支 出 金 保険給付費と地域支援事業の県負担分
- 7 款 繰 入 金 保険給付費と地域支援事業の町負担分及び基金繰入金等

## <歳 出>

- 1 款 3 項 1 目 介護認定審査会費（要介護認定を行う介護認定審査会（4 合議体、委員19 名）の開催経費及び認定に必要な主治医意見書作成手数料等）
- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 介護認定審査会委員報酬     | 8,159 千円（152 千円） |
| 主治医意見書作成料       | 10,317 千円（0 千円）  |
| 介護認定支援システム保守料ほか | 1,843 千円（0 千円）   |
- 1 款 3 項 2 目 介護認定調査等費（要介護認定調査に関する経費）
- |                          |                   |
|--------------------------|-------------------|
| 介護認定調査員報酬（会計年度任用職員 5 名分） | 10,227 千円（146 千円） |
| 介護認定調査委託料（町外調査委託分）       | 420 千円（7 千円）      |
- 2 款 1 項 1 目 介護サービス給付費（介護が必要とされる人〈要介護 1～5〉を対象とする保険給付費で、居宅介護サービスや施設介護サービス等に要する費用）
- |                                |                          |
|--------------------------------|--------------------------|
| 居宅介護サービス給付費ほか（住宅改修費・福祉用具購入費含む） | 829,614 千円（△41,928 千円）   |
| 施設介護サービス給付費                    | 1,523,484 千円（△22,662 千円） |
| 地域密着型介護サービス給付費                 | 526,008 千円（△24,612 千円）   |
- 2 款 1 項 2 目 介護予防サービス給付費（支援が必要とされる予防対象者〈要支援 1・2〉を対象とする保険給付費で、介護予防サービス費や介護予防地域密着型サービスに要する経費）
- |                                |                       |
|--------------------------------|-----------------------|
| 介護予防サービス給付費ほか（住宅改修費・福祉用具購入費含む） | 109,686 千円（△7,494 千円） |
| 地域密着型介護予防サービス給付費               | 13,938 千円（△3,702 千円）  |
- 2 款 1 項 3 目 審査支払手数料
- |                       |                |
|-----------------------|----------------|
| レセプト審査支払業務委託料（1 件72円） | 2,808 千円（0 千円） |
|-----------------------|----------------|
- 2 款 1 項 4 目 高額介護給付費（介護サービス利用者の一部負担金について、利用者個人や世帯の課税状況に応じて高額部分に対する給付に要する費用）
- |             |                      |
|-------------|----------------------|
| 施設介護費等      | 74,400 千円（△6,000 千円） |
| 高額医療合算介護給付費 | 14,000 千円（1,000 千円）  |
- 2 款 1 項 5 目 特定入所者介護サービス費（介護保険施設入所者〈短期入所を含む〉の居住費・食費は利用者負担であり、低所得者の負担軽減措置を図るための費用）
- |                |                        |
|----------------|------------------------|
| 特定入所者介護サービス費   | 132,000 千円（△28,400 千円） |
| 特定入所者介護予防サービス費 | 360 千円（△120 千円）        |

### Ⅲ 介護保険事業特別会計（高齢者支援係分）地域支援事業説明資料

#### 3 款 地域支援事業費

##### 1 項 介護予防・生活支援サービス事業

事業名	予算額 (千円)	前年度 比較増減	事業内容
訪問介護相当サービス事業費	6,600	△600	介護予防給付で実施していた要支援 1・2 に係る、従前の訪問介護相当サービス負担金
訪問型サービスA 事業費	13,800	△600	社会福祉法人等による、基準を緩和した内容による訪問介護サービス負担金
訪問型サービスD 事業費	2,184	0	社会福祉法人等による、移動支援（移送前後の生活支援）サービス補助金
通所介護相当サービス事業費	48,000	0	介護予防給付で実施していた要支援 1・2 に係る、従前の通所介護相当サービス負担金
通所型サービスA 事業費	3,600	0	社会福祉法人等による、基準を緩和した内容による通所介護サービス負担金
通所型サービスB 事業費	5,725	0	地域住民主体による通所介護サービス委託料（通称：B型サロン）
介護予防ケアマネジメント事業費	9,153	0	総合事業に係る介護予防ケアマネジメントに係る介護予防プラン作成手数料
支払審査手数料	363	△9	国保連合会に対する介護予防プラン支払審査手数料（1件72円）
高額介護サービス費相当事業費	200	0	高額医療合算介護給付に係る負担金

##### 2 項 一般介護予防事業費

事業名	予算額 (千円)	前年度 比較増減	事業内容
介護予防把握事業費	911	129	高齢者実態調査等収集した情報の活用により、閉じこもり等何らかの支援を要する者を把握し、介護予防につなげる。
介護予防普及啓発事業費	2,058	776	介護予防啓発パンフレット等を作成し、高齢者クラブや高齢者ふれあいサロン、その他出前講座等で介護予防の普及啓発を図る。また、ころばん体操の世話役等の研修会を実施し、介護予防事業の推進を図る。

## 2 項 一般介護予防事業費

事業名	予算額 (千円)	前年度 比較増減	事業内容
地域介護予防活動 支援事業費	20,183	213	事業所の特色を生かした委託型の一般介護予防事業（JA・かたらい）や住民主体型のミニデイサービスの実施により、65歳以上の一般高齢者を対象とした介護予防事業の実施に努める。 また、介護支援ボランティアポイントや高齢者元気度アップ・ポイント事業の実施により、引きこもりがちな高齢者が集い、楽しみながら介護予防に努める仕組みづくりを実施。
地域リハビリテーション活 動支援事業費	4,358	△178	「おもいを使ったころばん体操」の実施に係る理学療法士等への謝金やおもいを購入し、ころばん体操の普及に努める。

## 3 項 包括的支援事業・任意事業

事業名	予算額 (千円)	前年度 比較増減	事業内容
包括的支援事業一 般管理費	42,461	6,572	地域包括支援センターによる総合相談（高齢者の各種相談対応）・権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務（地域ケア会議の開催や介護支援専門員への支援）、地域包括支援センターのランチ機能を持つ在宅介護支援センターに総合相談業務の一部を委託。
介護給付等費用適 正化事業費	471	△9	国保連合会と連携して、介護給付費の通知を送付し、費用の適正化に努める。また、主任介護支援専門員による介護プランの内容検証等実施し、適正化に向けた取り組みを進める。
家族介護支援事業 費（家族介護継続 支援事業）	1,897	0	町民税非課税世帯でかつ在宅で要介護4・5の高齢者を介護している介護者に対し、介護用品購入券月額5千円、年額6万円を限度として支給し、経済的負担の軽減に努める。
成年後見制度利用 支援事業費	1,386	0	認知症等により判断能力が低下した高齢者の契約などの法律行為や金銭管理などを成年後見人等が支援することで対象者の権利擁護を図る。
介護相談員派遣等 事業費	2,274	620	6名の介護相談員が2名一組で、介護サービス事業所等を訪問し、本人や家族の相談等に対応し、事業所や家族及び行政との橋渡しを努め、苦情に至る事態を未然に防ぐ。
在宅医療・介護連 携推進事業費	6,462	△152	在宅医療に関する普及啓発や医療と介護に携わる職員の連携等、国が示している8項目について、協働して取り組む。事業費については、薩摩川内市（旧薩摩郡）と人口割で折半し薩摩郡医師会に委託。

### 3項 包括的支援事業・任意事業

事業名	予算額 (千円)	前年度 比較増減	事業内容
生活支援体制整備 事業費	7,316	△776	4名の生活支援コーディネーターを配置し、生活支援に係るサービスの創出やネットワーク構築、協議体での意見交換等を実施し、支え合いによる地域づくりの推進に努める。
認知症初期集中支 援推進事業費	8,459	△2,809	医療系と介護系の専門職のチーム員により認知症が疑われる高齢者宅を訪問し、専門医受診勧奨等の早期対応を図る。認知症初期集中支援チーム検討委員会で、チームの設置及び事業内容の検討等実施している。
認知症地域支援・ ケア向上事業費	12,944	4,902	認知症地域支援推進員による認知症施策の推進や認知症疾患医療センターとの連携、認知症カフェの運営等地域における支援体制の構築を図る。
地域ケア会議推進 事業費	218	△31	地域ケア会議を推進することにより、地域課題の把握や地域資源の開発、困難事例等の課題解決を図り、政策形成まで結びつける取組みを実施する。

#### ◆委託事業

上記事業のうち、委託して実施する主な事業については、次表のとおり

事業名	委託予算額 (千円)	委託先
包括的支援事業一般管理費 (総合相談・権利擁護事業、包括的・継 続的ケアマネジメント支援事業)	31,461	・社会福祉法人 さつま町社会福祉協議会
生活支援体制整備事業費	7,316	
認知症地域支援・ケア向上事業費	12,144	
認知症初期集中支援推進事業費	8,383	
地域介護予防活動支援事業費 (地区サロン)	1,000	
一般介護予防事業費(事業所委託型)	9,190	・JA 田原の郷「わいわい広場」 ・さつまの風「かたらいクラブ」
在宅医療・介護連携推進事業費	6,384	公益社団法人薩摩郡医師会
包括的支援事業一般管理費(在宅介護支 援センター総合相談業務)	11,000	在宅介護支援センター ・クオラ ・ほたるの里
認知症地域支援・ケア向上事業費 (認知症カフェ設置業務)	800	・さつま園 ・アルテンハイム鶴宮園
合 計	87,678	

## 6 協議事項(2) 令和4年度さつま町地域包括支援センター事業計画等について

### 1 包括的支援事業

#### ○総合相談・権利擁護事業 【15,141千円】(4,012千円)

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、地域包括ケアシステムの拡充を図るため、介護保険サービスや介護予防・日常生活総合支援事業等を含め、個人・家族・地域でどのような支援が必要かを幅広く把握する。また、関係機関と連携しながら、各種サービスの利用等につながるよう、適切な相談支援に努める。

- ・増加する様々な相談に対応していくために、新たに社会福祉士を配置し、支援体制の強化を図る。また、夜間・休日・祝日等の相談に携帯電話にて当番対応する。
- ・高齢者虐待や消費者被害、8050問題など多様で支援困難な事例について、町や介護サービス事業者、障害者福祉の相談支援事業所、医療機関、民生委員、消費者被害相談窓口等の関係機関との連携を図り、必要に応じて地域ケア個別会議を活用して地域課題の抽出と地域資源の開発につなげる。(包括的・継続的ケアマネジメント支援事業との一体的な事業運営を図る。)
- ・さつま町マイライフノート活用講座をふれあいサロン等で実施し、意思決定や自己実現に向けた普及啓発を行う。
- ・さつま町権利擁護センターと連携しながら、権利擁護セミナーを開催するとともに、身元保証や身寄り問題等についての意識啓発に努める。
- ・在宅介護支援センターとの連携を深め、地域の要支援者の把握に努める。相談対応や実態把握の情報を毎月開催する連絡会で共有する。

#### ○包括的・継続的ケアマネジメント支援事業【16,320千円】(2,560千円)

医療・福祉等の関係機関と連携を図りながら、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の体制強化、介護支援専門員に対するケアマネジメント力向上の支援を行う。

- ・県や介護支援専門員協議会が開催する介護支援専門員研修会に参加し、最新の制度情報収集やケアマネジメント力向上のための研修を受け、町内の介護支援専門員への情報提供やケアマネジメント力向上のための取組みを行う。
- ・介護支援専門員との情報共有や連携・資質向上を図るために、「ケアマネ代表者会」や「ケアマネ井戸端会議」を開催する。
- ・町内の介護支援専門員が有する支援困難事例等について、地域ケア個別会議を計画的に開催し、様々な関係機関と連携しながら、個別課題の解決や多職種のネットワークの構築、地域課題の抽出に取り組む。
- ・自立支援・重度化予防の観点から、昨年度から開始した自立支援型地域ケア会議を毎月開催していくために、新たに主任介護支援専門員を配置し、専門職のアドバイスによる課題解決や介護支援専門員の質の向上に努める。
- ・地域包括支援センターが開催する地域ケア個別会議と生活支援コーディネーターが開催する地域ケア地区別会議との連携を図り、生活支援コーディネーターと協働して、地域の共通

する課題の発見・抽出に努める。

- ・介護サービス事業所や地域密着型サービス事業所との連携を図る。
- ・在宅医療の推進を図るため、医療・福祉・介護に携わる多職種職の連携会議や研修会に参加し、職員間の連携や資質の向上を図る。

## 2 認知症総合支援事業

### ○認知症地域支援・ケア向上事業 【12,144千円】(4,902千円)

増加傾向にある認知症の相談等に対応していくために、認知症地域支援推進員の活動を充実させる。また、新たに保健師を配置し、介護と医療の連携強化や地域における支援体制の構築を図る。認知症疾患医療センターなど医療との連携強化に努め、本人・家族への支援、医療と介護の連携等積極的に取り組む。

- ・認知症サポーター養成講座を地域や職場・学校等で開催する。認知症サポーター養成講座の受講者を対象にオレンジリーダーを養成する。オレンジリーダーは、オレンジカフェの後方支援等を行う。また、チームオレンジの設置に向けた検討を行う。
- ・キャラバンメイトとの情報交換を行いながら、認知症サポーター養成講座や認知症フォーラムを開催する。
- ・地域包括支援センターや在宅介護支援センター等でオレンジカフェを定期的で開催するとともに、イベント等を利用して出張カフェを出店し、認知症の方やその家族の寄り所を広げる。
- ・認知症疾患医療センターとの連絡会を開催し、連携シートの活用を行い、情報共有に努め、相談・支援体制の強化に努めるとともに、認知症に関する研修会を開催し、町内の認知症ケア向上に取り組む。
- ・「介護者の語らう会」を2か月に1回開催する。介護者自身の「生活・人生の質を向上させる」という視点に立った家族介護者支援を展開する。また、「男性介護者のつどい」を定期的で開催し、介護負担の軽減を図る。
- ・運転免許証返納者への支援等を通じて、認知症の方を支える社会資源づくりを行う。
- ・若年性認知症についての関係者協議を行い、共通理解を図るとともに、支援体制を整える。

### ○認知症初期集中支援推進事業 【8,383千円】(△2,831千円)

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けられるために、認知症やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

- ・特定健診・長寿健診データや高齢者実態調査等の活用により対象者の把握の精度を高めるとともに、物忘れ相談プログラム等を活用した相談会の開催等により、効率的な対象者の把握に努める。
- ・認知症初期集中支援チームを設置し、活動する。(医療系職員及び介護系職員の専門職2名以上と専門医1名以上で編成し、医療系と介護系各1名以上の計2名以上で訪問する。)
- ・認知症初期集中支援チーム員会議を開催する。
- ・関係者間の連携を深め、効果的な初期集中支援を実施する。

(訪問支援対象者が医療サービスや介護サービスによる安定的な支援に移行するまでの間、概ね最長6か月とする。)

- ・認知症初期集中支援チーム検討委員会(町主催)へ協力する。
- ・認知症初期集中支援に関する研修会へ職員を派遣する。
- ・認知症初期集中支援に関する普及啓発を行う。

### **3 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業 【17,974千円】(△2,228千円)**

地域包括支援センターでは、自立支援・重度化防止等に資する観点に立ち、介護予防サービスに係る介護予防支援と介護予防・生活支援サービス事業に係る介護予防ケアマネジメントを実施する。

- ・予防給付に係るケアマネジメント(介護予防支援)を行う。
- ・要支援1・要支援2に認定された方の訪問型サービスと通所型サービスについて、介護予防ケアマネジメントを行う。また、要介護(支援)認定を経ず、直接、介護予防・生活支援サービス事業の利用対象となる事業対象者についても、同様に介護予防ケアマネジメントを行う。
- ・地域包括支援センター内の事例検討を含む様々な研修会を開催することにより、介護予防・自立支援の取り組みを進める。

令和4年度 さつま町地域包括支援センター収支予算書

収入の部

(単位：円)

地域支援事業	総合相談・権利擁護事業	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	認知症地域支援・ケア向上事業	認知症初期集中支援推進事業	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業
収入	15,141,000	16,320,000	12,144,000	8,383,000	17,974,000
合計	69,962,000				

支出の部

(単位：円)

科 目	総合相談・権利擁護事業	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	認知症地域支援・ケア向上事業	認知症初期集中支援推進事業	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業
2 給料	4,880,000	9,689,000	2,406,000	2,469,000	9,866,000
3 職員手当等	3,695,000	2,813,000	2,619,000	1,456,000	1,844,000
4 共済費	2,023,000	1,924,000	1,601,000	1,032,000	3,191,000
7 賃金	1,196,000	0	2,728,000	2,592,000	0
8 報償費	30,000	633,000	965,000	75,000	0
9 旅費	30,000	267,000	30,000	105,000	92,000
11 需用費	594,000	392,000	1,342,000	309,000	266,000
12 役務費	823,000	21,000	69,000	38,000	47,000
13 委託料	414,000	0	0	0	2,345,000
14 使用料及び賃借料	1,406,000	223,000	187,000	187,000	290,000
18 備品購入費	0	0	0	0	0
19 負担金補助及び交付金	50,000	358,000	197,000	120,000	33,000
計	15,141,000	16,320,000	12,144,000	8,383,000	17,974,000
合計	69,962,000				
差引額 (収入－支出)	0	0	0	0	0
合計	0				

収入合計 69,962,000 円 - 支出合計 69,962,000 円 = 0 円

## 6 協議事項(3) さつま町居宅介護支援事業所の新規指定について

居宅介護支援事業所の新規指定申請…下記事業所とおり

### 《新規指定申請書を提出した事業所の概要》

事業所名	居宅介護支援事業所 つながり
事業の種別	居宅介護支援
運営法人	合同会社HCTP
所在地	さつま町宮之城屋地2818番地
利用予定者数	70名
従業者数	2名(介護支援専門員)
事業開始予定日	令和4年8月1日
併設機関等	福祉用具貸与事業所北薩ネットワーク

### 《事業所の指定更新に係る町の所見》

運営法人は合同会社HCTPであり、当法人は既に福祉用具貸与事業所を運営しており、介護事業についての実績や運営のノウハウは十分にある。

事業所の所在地は宮之城屋地区で、福祉用具貸与事業所と同敷地内で運営を行っていく予定であり、さつま町役場やさつま町地域包括支援センター等にも近く、各関係機関との連携が図りやすい場所に位置している。

指定及び開設は、令和4年8月1日を予定。

上記事業所においては、介護保険法第79条第2項に該当しない為、指定に問題はないと考える。

※ 事業所の指定及び指定更新をすることができない事項を規定したものが、以下のとおり定められており、いずれかに該当する場合は、要件を満たさない。

- ① 申請者が法人でない場合
- ② 申請する事業所がサービス基準を満たしていない場合
- ③ 申請者が指定基準に沿った運営をすることができない場合
- ④ 申請者や役員が指定を受けていた事業所の指定取り消しを受けて5年未満の場合
- ⑤ 申請者や役員が刑を受け、執行を終了しない場合

さつま町 指定事業所一覧

サービスの種類	事業所の名称	事業所番号	事業所の所在地	事業者の名称	指定の有効期間	更新年度	備考	
介護予防 認知症対応型共同生活介護	パラダイノ ほたるの里	4652580020	さつま町柏原493番地5	医療法人 立翔会(さつま町)	令和2年4月1日～ 令和8年3月31日	R7		
	介護相談所 クオアさつま	4673900033	さつま町船木2311番地6	医療法人 クオア(さつま町)	令和2年4月1日～ 令和8年3月31日	R7		
	JA北さつま介護相談所	4673900090	さつま町旭町20番地18	北さつま農業協同組合(さつま町)	令和2年5月31日～ 令和8年5月30日	R8	休止:令和3年5月1日～ 令和8年5月30日	
	居宅介護支援	さつま町居宅介護支援事業所	4673900140	さつま町宮之城屋地2117番地1	社会福祉法人 さつま町社会福祉協議会(さつま町)	平成29年3月22日～ 令和5年3月21日	R4	
		稲津病院居宅介護支援事業所	4673900256	さつま町宮之城屋地1378番地	医療法人 トウスイ会(さつま町)	令和元年10月21日～ 令和7年10月20日	R7	
		アルデンハイム鶴宮園 居宅介護支援センター	4674000023	さつま町紫尾4088番地1	社会福祉法人 脩寿会(さつま町)	令和2年4月1日～ 令和8年3月31日	R7	
		居宅介護支援事業所さつま園	4674100039	さつま町求名13341番地1	社会福祉法人 同仁会(さつま町)	令和2年4月1日～ 令和8年3月31日	R7	
介護予防 認知症対応型共同生活介護	さつま町地域包括支援センター	4603900012	さつま町宮之城屋地2030番地	社会福祉法人 さつま町社会福祉協議会(さつま町)	平成30年4月1日～ 令和6年3月31日	R5		
介護予防 認知症対応型共同生活介護	アルデンハイム鶴宮園 グループホームうらら	4674000148	さつま町紫尾4088番地1	社会福祉法人脩寿会(さつま町)	令和3年7月10日～ 令和9年7月9日	R9		
	みのり園	4673900108	さつま町宮之城屋地1358番の2	医療法人 トウスイ会(さつま町)	令和3年8月14日～ 令和9年8月13日	R9		
	グループホーム あかつき	4693900021	さつま町紫尾4374番地1	有限あかつき居宅介護支援 センター(さつま町)	平成30年4月1日～ 令和6年3月31日	R5		
	グループホーム アリエ	4673900082	さつま町船木2311番地8	医療法人クオア(さつま町)	令和2年4月1日～ 令和8年3月31日	R7		
	グループホーム つる	4674000130	さつま町鶴田2693番地	医療法人杏政会(薩摩川内市)	令和3年3月27日～ 令和9年3月26日	R8		
	グループホーム のどか	4673900173	さつま町求名13564番地	コロンブス株式会社(さつま町)	平成30年1月20日～ 令和6年1月19日	R5		
	グループホーム よかよかん	4693900039	さつま町虎居1553番地2	㈱CARE&SONS(さつま町)	令和元年8月1日～ 令和7年7月31日	R7		
	JA北さつまグループホーム	4693900062	さつま町田原189番地1	北さつま農業協同組合(さつま町)	令和元年6月1日～ 令和7年5月31日	R7		
	小規模多機能型居宅介護	寄り合い処 のどか	4693900013	さつま町求名13564番地	コロンブス株式会社(さつま町)	令和元年10月15日～ 令和7年10月14日	R7	
	介護予防 小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム よかよかん	4693900047	さつま町虎居1553番地2	㈱CARE&SONS(さつま町)	令和元年8月1日～ 令和7年7月31日	R7	
		JA北さつま 小規模多機能ホーム	4693900054	さつま町田原189番地1	北さつま農業協同組合(さつま町)	令和元年6月1日～ 令和7年5月31日	R7	
	地域密着型通所介護	JA北さつまデイサービス	4673900223	さつま町旭町20-18	北さつま農業協同組合(さつま町)	令和元年1月1日～ 令和6年12月31日	R6	
		デイサービスセンター 日和	4673900165	さつま町田原707番地46	有限会社空(さつま町)	平成29年4月18日～ 令和5年4月17日	R5	
	認知症対応型通所介護	デイサービスセンター みどり	4690200151	薩摩川内市那答院町上手500番地7 (薩摩川内市)	社会福祉法人三蔵会 (薩摩川内市)	令和2年10月23日～ 令和8年10月22日	R8	薩摩川内市
	地域密着型通所介護	デイサービスセンター ひわきの郷	4671500512	薩摩川内市樋脇町塔之原2670番地1 (薩摩川内市)	株式会社心 (薩摩川内市)	平成30年11月1日～ 令和6年10月31日	R6	薩摩川内市

## さつま町介護保険運営協議会設置要綱

### (設置)

第1条 介護保険の適正な運営を確保するため、さつま町介護保険運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 運営協議会が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険事業計画の検証、評価及び変更に関すること。
- (2) 介護保険の運営に関する重要事項及び介護保険事業に関連する高齢者福祉事業に関すること。
- (3) 地域密着型サービスに関すること。

### (組織)

第3条 運営協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 介護保険の被保険者(1号及び2号)
- (2) 介護サービス及び介護予防サービス利用者
- (3) 介護サービス及び介護予防サービス事業者
- (4) 地域における保健・医療・福祉関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その他町長が認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

### (会長及び副会長)

第5条 運営協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、運営協議会を代表し、議事その他会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長が、会長及び副会長ともに事故があるときは年長委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 運営協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (事務局)

第7条 事務局は、運営協議会の所掌事務を所管する課に置く。

### (その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

## さつま町地域包括支援センター運営協議会設置要綱

### (趣旨・設置)

第1条 この告示は、地域包括支援センター(以下「センター」という。)の業務(以下「業務」という。)の中立性及び公正性を確保し、及び円滑な運営を図るため、さつま町地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置き、その管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの設置等に関する次の事項の承認
  - ア センターの設置, 変更及び廃止並びに業務の法人への委託又は業務を委託された法人の変更
  - イ 業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施
  - ウ 予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所の選定
  - エ その他センターの中立性及び公正性を確保するために運営協議会が必要と認める事項
- (2) センターから毎年度提出される次の書類の受理
  - ア 当該年度の事業計画書及び収支予算書
  - イ 前年度の事業報告書及び収支決算書
  - ウ その他運営協議会が必要と認める書類
- (3) 前号イに掲げる事業報告書その他次の事項を勘案して作成した業務内容評価基準の作成及び業務内容の定期又は随時評価
  - ア センター作成のケアプランは, 正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りがいないか
  - イ アのケアプランの作成過程において, 特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘因していないか
  - ウ その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と認める事項
- (4) センター職員の確保のための地域の関係団体等との調整に関する事項
- (5) その他地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築, 地域包括支援業務を支える地域資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と認めるもの

### (組織)

第3条 運営協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者, 職能団体等の関係者
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者並びに介護保険の被保険者(第2号被保

険者を含む。)

(3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者

(4) 前各号に掲げるもののほか、地域ケアに関する学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 運営協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、運営協議会を代表し、議事その他会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長が、会長及び副会長ともに事故があるときは年長委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第7条 事務局は、運営協議会の所掌事務を所管する課に置く。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。